

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、外来種対策の推進に関する政策として、次の法律、計画等に基づいて関係行政機関が実施している外来種対策の推進に関する各種施策・事務事業を評価の対象としている。

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）
- 「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）
- 「外来種被害防止行動計画」（平成 27 年 3 月 26 日環境省、農林水産省及び国土交通省。以下「行動計画」という。）

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（連携調査、環境等担当）

令和元年 8 月から 4 年 2 月まで（令和 3 年 6 月 30 日中間報告）

3 評価の観点

本政策評価は、行動計画等により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

関係省、都道府県、市町村、関係団体等を対象に、四つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）に係る外来種対策の推進に関する各種取組の実施状況、国の各種取組の活用状況、関係機関の連携状況等について実地調査を行い、その実施状況や効果等を把握した。

なお、人体にとって危険な生物とされるヒアリ及び農林水産業に深刻な影響を与えているアライグマについて、関係機関による迅速な対応・改善につなげる観点から、令和 3 年 6 月 30 日時点の結果を取りまとめ、中間報告を行った。

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030630000150527.html)

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

環境省、農林水産省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（13）、市町村（26）、関係団体等（猟友会支部等（22）、外来生物法に基づく防除の認定を受けた団体（7）、生物多様性保全推進交付金の交付

対象協議会（6）、養蜂等振興強化推進事業の事業実施主体（4）、関係事業者（17）

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 令和元年7月10日 政策評価計画
- ② 令和3年5月26日 調査の状況（実地調査結果の中間報告）
- ③ 令和4年1月31日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録は総務省ホームページで公開している。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html

また、本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、国立研究開発法人国立環境研究所の協力を得た。

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート（環境省、農林水産省、国土交通省）
- ② 生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）
- ③ 特定外来生物等専門家会合資料（環境省）
- ④ ヒアリ対策関係省庁連絡会議資料（環境省）
- ⑤ 特定外来生物ヒアリに関する情報（環境省）
- ⑥ 平成29年度要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査報告書（環境省）
- ⑦ 河川水辺の国勢調査（国土交通省）